

JIS

鋼製タイトヘッドドラム

JIS Z 1601 : 2017

(JSDA/JSA)

平成 29 年 1 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第一部会 船舶・物流技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	増 井 忠 幸	東京都市大学名誉教授
(委員)	今 村 剛	一般財団法人日本海事協会
	梅 崎 重 夫	独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所
	大 森 彰	一般社団法人日本船主協会
	越 野 滋 夫	公益社団法人日本包装技術協会
	小 菅 文 雄	一般社団法人日本産業機械工業会
	酒 田 義 矢	一般社団法人日本パレット協会（ユーピーアール株式会社）
	高 瀬 健一郎	一般社団法人日本産業車両協会
	寺 内 伸 雄	日本貨物鉄道株式会社
	徳 田 雅 人	公益社団法人日本ロジスティクスシステム協会
	永 嶋 功	公益社団法人全日本トラック協会
	三 谷 泰 久	一般財団法人日本船舶技術研究協会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 26.1.12 改正：平成 29.1.20

官 報 公 示：平成 29.1.20

原 案 作 成 者：ドラム缶工業会

(〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 3-2-10 鉄鋼会館 TEL 03-3669-5141)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第一部会（部会長 酒井 信介）

審議専門委員会：船舶・物流技術専門委員会（委員長 増井 忠幸）

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課（〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1）にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	2
3 用語及び定義	2
4 形状, 寸法, 容量及び質量	3
5 材料	5
5.1 鋼板	5
5.2 口金	6
6 品質	6
6.1 外観	6
6.2 性能	6
7 構造	6
8 仕上げ	7
9 排出	7
10 表示	7
11 名称	7
附属書 A (規定) ドラムの容量測定法	8
附属書 B (規定) ドラムの排出試験法	10
附属書 JA (規定) 試験方法	12
附属書 JB (規定) 表示	14
附属書 JC (参考) JIS と対応国際規格との対比表	15
解 説	17

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、ドラム缶工業会（JSDA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。これによって、**JIS Z 1601:2006** は改正され、この規格に置き換えられた。

なお、平成 30 年 1 月 19 日までの間は、工業標準化法第 19 条第 1 項等の関係条項の規定に基づく JIS マーク表示認証において、**JIS Z 1601:2006** によることができる。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

鋼製タイトヘッドドラム

Tight head steel drums

序文

この規格は、2002 年に第 1 版として発行された **ISO 15750-2** を基に、技術的内容を変更することなく作成した日本工業規格であるが、対応国際規格に規定されていない規定項目を日本工業規格として追加している。

なお、この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所、**附属書 JA** 及び**附属書 JB** は対応国際規格にはない事項である。変更の一覧表にその説明を付けて、**附属書 JC** に示す。

世界中で様々な寸法及び特性をもつ多種多様な鋼製タイトヘッドドラムが使用されている。充填口の位置及び外側寸法の違いから、充填、取扱い及び輸送での相違が生まれる。

この規格は、国際取引で使用される主な 3 タイプのドラムについて仕様を提示しており、A タイプのドラム（表 1 参照）が優先ドラム（preferred target option drum）となっている。また、日本国内で液体の輸送及び貯蔵容器として主に用いられているものは、C タイプである。更生缶の再利用を考慮し、鋼板の厚さは 1.0～1.6 mm が広く用いられている。

ドラムを危険物の輸送に用いる場合には、証明書に従って取り付けられるキャップシール又はオーバーシールを含めて、関係諸国でそれらの商品の輸送に適用される規制の条件に注意しなければならない。つまり、輸送の形態に応じて、次の国内法などの要求事項を満たさなければならない。

- 船舶安全法（昭和 8 年法律第 11 号）
 - 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
 - 毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）
 - 航空法（昭和 27 年法律第 231 号）
 - UN（国際連合）：危険物輸送に関する勧告
 - ICAO（国際民間航空機関）：危険物の安全輸送に関する技術指針
 - IMO（国際海事機関）：国際海上危険物規程（IMDG コード）
- これは、各規制に従うドラムの証明及び表示を必然的に伴う。

1 適用範囲

この規格は、鋼板から製造され、全容量が 212 L、216.5 L 及び 230 L の鋼製タイトヘッドドラム（以下、ドラムという。）について規定する。

注記 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

ISO 15750-2:2002, Packaging—Steel drums—Part 2:Non-removable head (tight head) drums with a minimum total capacity of 212 l, 216,5 l and 230 l (MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、**ISO/IEC Guide 21-1** に基づき、“修正している”